

目 次

- 理念 経営目標 1
- 法人本部 2
- 生活介護事業 いずみ園 4
- 共同生活援助事業・短期入所事業
増尾台ウィズホーム 9
- 放課後等デイサービス事業
のぞみ 12
- 日中一時支援事業 たんぽぽ 14
- 令和6年法人全体当初予算書（案） 15

【法人理念】

重い障害があっても“何かができる”、1人でできなかつたら“みんなであげ合う”、そして多くの方々との交流を大切にして、地域社会の中に生活の基盤を築いていきたい。

【法人経営目標】

1. ノーマライゼーションの理念のもと常に利用者の立場に立つとともに、社会の付託に応えられるよう行動します。
2. 法令を順守し倫理観を持って行動します。
3. 職員が使命観と誇りをもち、自主性、創造性を発揮できる職場環境づくりに努めます。
4. 「地域づくりの視点」にたち、地域との交流を深め、貢献度の向上に努めます。
5. 経営の健全性を保持し、財務基盤の強化に努めます。

法人本部

【基本方針】

法人組織の効率的運営の為に、個々の業務の進め方につき、指示命令系統の明確化、職員個々の業務の明確化、及び業務日誌の作成・整備を含む、システムによる組織内情報共有の徹底と透明化を図ります。

外部研修に限らず、内部研修やオンライン研修などにも力を入れていきます。また、人材育成成長に伴い事業の拡大を検討していきます。

利用者の高齢化に伴い、生活介護を利用できなくなる年齢が近づいています。65歳以上になってもいずみ園を利用できるように共生型サービスを検討していきます。

建物が30年経ち老朽化が進んでいます。修繕が必要な設備を検討し、必要な箇所から修繕をしていきます。

虐待防止委員会を中心として研修計画を立て、研修を行うことで虐待防止・不適切な支援についての意識を高めていきます。

【重点目標】

1. 法人経営の健全化
2. 組織の効率的運営の推進
3. 人材の育成
4. 共生型サービスの検討
5. 施設設備の修繕
6. 虐待防止の強化

【理事会・評議員会】

社会福祉法人緑の会定款に従い、よりよき事業経営のため理事会・評議員会を開催します。また、その他必要に応じて開催します。

〔理事会〕

令和6年 6月13日(木)	令和5年度事業報告・決算、評議員会招集等・補正予算
令和6年 9月12日(木)	業務報告・補正予算
令和6年12月12日(木)	業務報告
令和7年 3月20日(木)	業務報告、令和7年度事業計画・予算

〔評議員会〕

令和6年 6月27日(木)	事業報告・決算
---------------	---------

【事業】

(1) 障害福祉サービス事業

生活介護事業

いずみ園

共同生活援助事業

増尾台ウイズホーム

短期入所事業

増尾台ウイズホーム

(2) 地域生活支援事業

日中一時支援事業

たんぽぽ

(3) 児童発達支援事業

放課後等デイサービス

のぞみ

生活介護事業 いずみ園

【基本方針】

新年度は、利用者の特性や個性を理解し、職員間で支援内容を統一します。また、個別支援研修を強化し、虐待防止・不適切な支援につながらないように努めていきます。

職員一人ひとりの支援者としての意識向上が不可欠であり、研修を行うことで外部の刺激を積極的に取り入れて専門性を高め、利用者支援の向上に努めます。感染症対策のため、積極的にオンライン研修を取り入れていきます。

近年は医療ケアの必要な利用者が増加していて看護師のみでは対応が難しくなっているケースもあります。喀痰吸引等研修を積極的に取り入れて、医療的ケア等様々なニーズに対応したいと考えています。

年々利用者の ADL が下がっていることもあり職員の負担が増えています。ロボットスーツやリフトなどを積極的に取り入れ負担軽減に努めます。

また、ボランティアを受け入れを再開して外出活動等の活動の幅を広げていきます。

最後に地域に開かれた施設となるべく、地域社会の中でいずみ園の果たす役割・機能を明確にし、施設が地域のニーズに応えることのできる運営に努めます。

【重点目標】

1. 個別支援計画に基づいた職員間の支援方法の統一及び利用者の理解
2. 職員の意識向上のための研修及び医療ケア対応職員の養成
3. 介護機器の活用
4. ボランティアの対応について

【事業目的】

18歳以上の障害者で、常時介護を必要とする利用者各々に応じた、入浴、排泄又は食事の介護、生産活動・創作活動の機会の提供、その他の便宜を効果的に行うことを目的とします。

【事業定員】

いずみ園 40名

【職員配置】

いずみ園

1. 施設長（サービス管理責任者兼務） 1名
2. 事務長 1名

3. 生活支援員 10名（うち常勤2名、非常勤8名、）
4. 看護師 2名
5. 事務員 2名
6. 運転手 6名

【業務】

1. 利用者支援

- | | |
|------------|--|
| (1) 生活支援 | 食事介助 排泄介助 入浴介助 送迎支援 |
| (2) 日中活動支援 | 健康体操 体操活動 音楽活動 ものづくり活動
園芸活動 外出活動支援 音楽療法
アロマセラピー 足湯
余暇活動 レクリエーション活動 仲間の会活動 |
| (3) 健康管理 | 体重測定 バイタルチェック 体温管理 |

2. 管理

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 総務 | 文書管理・地域関連 |
| (2) 経理・労務 | 会計全般・福利厚生・労働安全・人事労務・契約 |
| (3) 防災 | 防災対策計画等防災全般 |
| (4) 管財 | 事務機器・車輛管理・施設整備及び管理 |
| (5) 研修 | 職員の研修の実施 |
| (6) 広報 | 会報（年1回）、ホームページ管理 |

【会議】

1. 職員会議の開催

職員間の業務に対する共通理解を図り、園内活動をより円滑にまた効果的に行うため職員会議を開催します。

2. ケース会議の開催

利用者個別、全体の状況報告、個別支援計画の変更事項、ヒヤリハット、にやりホット等のいずみ園における利用者支援を効果的に行うためケース会議を開催します。また、この会議には主任看護師も参加し、医療的ケアについても検討していきます。

3. 給食会議の開催

利用者の意見や嗜好調査をした上で給食業者、担当職員による会議を開催します。

【研修】

職員研修の実施

社会福祉施設の役割として地域に貢献できるよう、専門性・技術性など福祉専門

資格の取得等を含め、施設職員として必要な資質の向上を図るため職員研修を実施します。また行政、社会福祉協議会等の開催する研修会に参加します。

令和6年度研修計画

○人材育成	福祉専門職員養成のため、定期的に介護・接遇・障害・保健衛生関するに研修を行います。
○緑の会事業、それに関連する障害者総合支援法等の学習	変化する障害者の法制度について学びに対応します。
○他の施設見学、講演会、研修会の実施と参加	交流を通して多くの情報を収集するとともに、地域の連携を深めます。
○内部研修 虐待防止研修	個別支援計画職員研修、各人で研修を受けた内容を報告し合い相互のコミュニケーションの技術を高めます。また良識ある社会人としての資質向上のため、職員の教養を深めます。 また、虐待防止やそれに繋がる不適切な支援について研修を行い、障害者権利擁護について意識を高めていきます。
○外部研修	柏市、千葉県社会福祉協議会等が主催する職員の役職に応じた研修、スキルアップ研修に参加し、その後内部研修で報告を行います。

【日中活動支援】

- (目的) ①自分で選択した活動をとおして、自己決定の重要さや生活していくための技術や知識を身に付ける。
 ②心身ともに健康の維持（二次障害の予防）を図る。
 ③社会参加をとおして多くの人とふれあい、自らを表現する力、見聞きする力、感じようとする力を身に付ける。

(方法) 選択活動（体操・音楽・園芸・ものづくり）

外出活動 健康体操 バザー参加

アロマセラピー 足湯 音楽療法 外出活動 創作活 マッサージ（マッサージ師による） 理学療法（名戸ヶ谷病 PT による）

3. 全体活動

レクリエーション活動 季節行事 仲間の会活動 映画鑑賞

カラオケ 車いすダンス ハンドトリートメント

アニマルセラピー

【地域交流等の開催及び参加】

いずみ園を社会との関りの深い開かれた施設にするため、柏市内外の行事に参加します。

開催時期	地域交流名	場 所
令和6年 5月	ニッカ地域ふれあい感謝デー	ニッカウキスキー柏工場
6月	松戸友の会バザー	松戸友の会
11月	増尾ふれあいの集い	増尾近隣センター
11月	松特祭	松戸特別支援学校

【行事】

年間諸行事の開催

地域住民の交流と、利用者の生活に潤いを与えるため、四季折々の催しを実施します。

開催時期	行 事
令和6年 4月	新利用者を迎える会
7月	七夕飾り
8月	盆踊り
10月	いずみ園祭
12月	クリスマス会
令和7年 1月	新年会
2月	豆まき 仲間の会活動
3月	ひな飾り
未定	外出活動

【管理体制】

1. 緊急連絡網の整備

施設の運営上、緊急時に対応するため、職員、利用者の連絡網（メーリングリスト、電話）を作成する。

2. 防災体制の整備

火災震災等に対応するべく、防災訓練を行う。また、火災時に備え自衛消防組織を編成する。

実施予定月	防 災 訓 練 内 容
6月	消火訓練
9月	避難訓練
11月	総合防災訓練（通報・避難誘導・消火訓練）

実施月により、柏消防署逆井分署の直接指導を受けます。

【その他】

1. 大学・専門学校等の学生の受け入れ

- ・ 介護等体験実習生（教職課程）の受け入れ
- ・ 社会福祉士実習生の受け入れ
- ・ 保育実習生の受け入れ
- ・ 特別支援学校在校生の施設体験受け入れ
- ・ 小・中・高の職場体験受け入れ
- ・ 小・中・高の総合学習受け入れ
- ・ 小、中学校教員の新任者研修の受け入れ

2. ボランティアの受け入れ

奉仕活動を希望する地域の人々をボランティアとして受け入れ、利用者の生活支援、行事等さまざまな形で直接・間接的に協力を得ます。介護支援サポーター受け入れ施設としての地域における役割として、ボランティア育成の一端を担います。

3. 保護者会の開催

いずみ園の現状報告や予定をお知らせするとともに、保護者とコミュニケーションを図るため、保護者会を必要に応じて開催いたします。

4. 感染症予防対策について

今年度は、3密回避やマスク着用・手指消毒等を徹底することを前提として食事を含む外出活動や、外部のボランティアサークルの受け入れを行っていきます。

共同生活援助事業 短期入所事業

増尾台ウィズホーム

【基本方針】

重い障害をもつ利用者であっても、その人の尊厳と、その人の想いに寄り添うことを大切にしながら暮らしをつくり、そして利用者と地域の人たちがお互いに笑顔でいられる関係を構築します。

グループホームが住まう人・訪れる人にとって、信頼され愛される憩いの場となることを目指します。

基本的な感染症の対策を行うことを前提とし、外食を含めた外出活動や地域のイベントに参加をしていきます。

【事業目標】

1. 利用者の個別性と自立性を大切にしながら安全で質の高い生活支援サービスの提供
2. プライバシーとコミュニティが大切にされる環境づくり
3. 高邁な倫理観をもち、かつ質の高い技術のある職員の研修・育成
4. 地域の保健・医療・福祉との連携
5. 地域の人たちとの信頼関係、協同関係の構築

【重点目標】

1. 入居者の生活・精神の安定。
2. 短期入所事業の再開
3. コストの削減
4. 感染症・災害への対策

【事業目的】

18歳以上の障害者で、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排泄及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うことを目的とします。

【事業定員】

共同生活援助	8名
短期入所	2名

【職員配置】

1. 管理者 1名
2. サービス管理責任者（管理者兼務） 1名
3. 世話人 3名
4. 生活支援員 4名

【サービス内容】

- ① 利用者の健康に配慮した食事の提供
 - ・栄養・利用者の身体の状況・希望や嗜好を考慮した食事の提供を行う。また利用者の意見を取り入れ、休日などに外食を実施する。
- ②入浴、排泄、食事の介助
- ③日中活動援助
 - ・日中、生活介護事業所等の他のサービスを利用する場合や職場へ通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行い、利用者の活動を支援する。
- ④健康管理の援助
 - ・日常的健康管理、医療機関の通院の付き添い
- ⑤金銭管理に関する支援
 - ・預り金規定により管理します。
- ⑥利用者に対する相談支援
- ⑦家族との交流
 - ・ホーム行事への参加
- ⑧余暇活動等支援
 - ・休日や余暇時間には利用者のニーズに沿った外出支援、趣味活動支援を行う。
- ⑨地域（近隣住民も含む）との交流
 - ・地域の行事等に参加
- ⑩防災訓練の実施
- ⑪夜間支援
- ⑫帰省時支援
 - ・利用者、ご家族の意向を踏まえて計画する。
- ⑬その他

【非常災害対策】

- ・具体的な非常災害対策計画を立て、非常災害に備えるために利用者個々の障害に合わせて定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設置しています。

【苦情解決】

- ・入居者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

【職員研修の実施】

- ・入居者に対し適切なサービスの提供ができるよう、人権の擁護、虐待の防止等に努め、従事者の資質向上のために研修を実施する。

【ボランティアの受け入れ】

- ・奉仕活動を希望する地域の人々をボランティアとして受け入れ、利用者の生活支援、行事等さまざまな形で直接・間接的に協力を得る。福祉施設の地域における役割として、ボランティア育成の一端を担う。

【ホーム会議】

- ・ホーム運営全般についての協議、報告を行うため、また職員間の業務に対する共通理解を図り、利用者支援をより効果的に行うためホーム会議を開催します。

【利用者ミーティング】

- ・利用者と職員でケアホームに対するご要望をお聞きして共通理解を図り、暮らしやすい環境にするため、利用者ミーティングを開催する。

【感染症対策】

① 利用者・職員の健康管理

利用者の起床後や帰宅後の体温測定やバイタルの確認を行います。また、職員も勤務前や退勤前には体温測定を行い、体調不良を感じたら無理をせず休みます。

② 感染予防

職員はマスクの着用。手で触れるような場所や体液が付着する可能性ある箇所を使用するごとに消毒をします。

③ 感染疑い発生時の対応

感染症対策マニュアルに沿って、各事業所と連携して事業継続していきます。

放課後等デイサービスのぞみ事業計画書

【基本方針】

重症心身障害児、あるいは発達に何らかの問題があり支援を必要とする児童が学校の授業終了後や学校休業日に通い、総合的な療育、相談、訓練を行い、重症心身障害児及びその家族が安全で豊かな、そして健康的で文化的な日常生活を送れるように支援します。

【重点目標】

1. 生活能力向上のための活動や体験を行いながら心と体を育むことを支援し、安心してすごせる時間を提供します。
2. 利用者にとって魅力的なプログラムの作成をします。
3. 生活介護事業に繋がるように支援していきます。

【事業内容】

- 1 個別プログラム
理学療法、足浴、音楽療法等個々に応じた活動を行います。
- 2 集団生活プログラム
創作活動 散歩など
- 3 余暇提供
施設内行事

4月	お花見	12月	クリスマス会
7月	七夕飾り	1月	書初め
8月	盆踊り	2月	節分
10月	いずみ園祭		

- 4 個別支援計画
 - ・ 利用者・保護者の意向を把握し、医療機関や保険・福祉・教育の関係事業者など連携して支援を行います。
- 5 送迎
 - ・ 利用者の住む地域より出来ない場合もあるが原則として送迎を行います。

【実施時間】

- ・営業日 月曜日～金曜日 15時～17時
長期休暇（夏休みなど） 10時～15時
- ・休業日 土曜日、国民の祝祭日、12月29日から1月3日

【利用定員】

5名

【利用料金】

- ・原則1割負担（但し、柏市が定める負担上限額を上限とする）
- ・おやつ・・・実費（100円）
- ・給食・・・一食350円（形状はご本人に合わせて提供します）

【実施場所】

千葉県柏市逆井341

【職員体制】

- 管理者（児童発達支援管理者兼務） 1名
- 保育士 1名
- 指導員 1名
- 看護師 1名
- 機能訓練担当職員（外部委託） 1名
- 嘱託医（外部委託） 1名

【協力医療機関】

医療法人社団宗修会 小沼医院
千葉県柏市大津ヶ丘4-28-1

日中一時支援事業 たんぽぽ

【基本方針】

利用者の地域や状況に応じて対応します。また、利用者に創作活動、社会との交流などを提供し、地域生活の支援の促進を図ります。

【事業目標】

1. 利用者の基本的人権を尊重し、地域社会との有機的連携により障害者福祉の向上を図ります。
2. 利用者一人ひとりの障害を的確に把握し、効果的な支援に努めます。
3. 職員は職務内容を理解し、専門性を発揮し、日々業務向上に努めます。
4. 施設内の環境美化及び整備に努めます。
5. 施設運営の基本方針を十分に理解把握し、利用者の処遇向上に努めます。

【事業目的】

障害児者の支援と日常生活の充実に資することを目的とします。

【事業定員】

定員 10名

【職員配置】

生活支援員 1名

【支援内容】

1. 利用者が、安全で安心して園内で過ごせるように、個別対応し、楽しく一日が過ごせるよう支援します。
2. 希望により送迎を行います。

指定特定相談支援事業 いずみ園相談支援センター

【基本方針】

障害者が、自立した生活を営むには、ご本人、ご家族が孤立せずに地域で暮らしていける環境が大切です。福祉サービスのみならず、医療分野や民生委員、そのほか近隣住民との関係を築く必要があります。沢山の繋がりを持ち、いざという時の支援の手（社会資源）を増やしていけるよう、様々な会合や研修に参加し、関係作りをしていくのも重要な職務だと思い行動していきます。

また、介護保険との関係が密接であり（障害者の高齢化や高齢のご家族の対応、制度や福祉サービスの基準など）、介護保険分野も広がりを持って学び、地域で暮らす障害者が安心して生活できるよう知識を蓄え取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、日常生活に支障をきたしている障害者等のニーズに対応する為、まずは話を聞き、状況確認をします。対応方法を工夫し、感染しない・感染させないという意識を強く持ち、相談支援業務に従事します。

【重点目標】

1. 障害分野だけでない関係の構築
2. 研修への参加、周辺知識の蓄え
3. 突発的問題に対しての処理、解決能力の向上
4. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底

【事業目的】

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービス利用支援、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

【職員配置】

相談支援専門員 2名（専任）

【事業内容】

障害者やそのご家族からの相談に応じ、一人ひとり有する能力に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づく計画相談支援サービスを適切に提供します。また、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

1. 対象者

- ・ 障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者
- ・ 障害福祉サービスを利用するすべての障害児

2. 内容

- 支給決定時（サービス利用支援・障害児支援利用援助）
 - ・ 支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下、「計画」という。）案を作成
 - ・ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成
- 支給決定後（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）
 - ・ 厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）。
 - ・ サービス事業者等の連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。